

新小牧市民病院喫茶等飲食店設置運營業務に関する覚書

小牧市病院事業管理者（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次の条項により新小牧市民病院喫茶等飲食店設置運營業務に関する覚書を取り交わす。

（信義誠実の義務）

第1条 甲、乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの覚書を履行しなければならない。

（目的）

第2条 甲は、平成31年5月開院予定の新小牧市民病院3階の1角を提供し、乙に喫茶等飲食店（以下「喫茶店」という。）の運営をさせるものとする。

2 乙は、この覚書のほか、新小牧市民病院喫茶等飲食店設置運営者選定プロポーザル実施要領（以下「要領」という。）及び新小牧市民病院喫茶等飲食店設置運営仕様書（以下「仕様書」という。）に定めるところに従い、前項に規定する喫茶店運営を行わなければならない。

（喫茶店の用途）

第3条 乙は、喫茶店の運営のみに利用し、その他の用途に使用してはならない。

（譲渡又は転貸の禁止）

第4条 乙は、この覚書から生ずる一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、又は継承させてはならない。また、その権利を担保に供してはならない。

（期間）

第5条 期間は、平成30年4月1日から平成36年5月31日までとする。

（行政財産目的外使用）

第6条 乙は、新小牧市民病院3階の1角を使用するに当たり、使用期間の開始前までに、小牧市財産管理規則第9条の規定に基づく行政財産の使用の許可を1年毎に受けなければならない。

2 乙は、前項の行政財産の使用料については、甲の発行する納入通知書により、甲が指定する期日までに納入しなければならない

(暴力団等排除に係る解除)

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この覚書を解除することができる。

(1) 法人等（法人又はその他の団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に小牧市暴力団排除条例（平成24年小牧市条例第16号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。

(2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(8) 前2号のほか、法人等の役員等又は使用人が、第1号から第5号までのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

2 乙が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表

者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 前2項の規定によりこの覚書が解除された場合においては、乙は、小牧市使用料及び手数料条例別表第1の規定を準用し、算出した使用料の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

4 前項の場合において、乙が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。乙が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

(その他の解除)

第8条 甲は、前条の規定のほか必要があると認めたとき、又は乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、覚書を解除することができる。

(1) 指定期日までに納入されるべき使用料が納入されないとき。

(2) 覚書の相手方として必要な資格を欠いたとき。

(損害賠償)

第9条 乙は、前2条の規定による覚書の解除により甲が損害を受けた場合には、その損害に相当する金額を甲に賠償しなければならない。

2 乙は、前2条の規定による覚書の解除により損害が生ずることがあっても、その損害に関し甲に賠償を請求することはできない。

(喫茶店の使用の責任)

第10条 乙は喫茶店の使用により、第三者から苦情、損害賠償請求等を受けたときは、乙の責任及び負担においてこれを処理するものとし、甲または第三者に損害を与えたときは、すべて乙の責任でその損害を賠償しなければならない。

(喫茶店の運営に関わる設置及び撤去等)

第11条 喫茶店の運営に関わる設置及び撤去は、乙が行うものとし、これに要する費用は乙の負担とする。

2 前項の設置及び撤去は、甲の指示に基づいて行う。

(喫茶店の維持管理)

第12条 喫茶店は、乙が維持管理を行い、常時適正な状態に保つこととし、これに要する費用は乙の負担とする。

(喫茶店の運営の修正等の指示)

第13条 甲は、喫茶店の運営の内容等が、要領及び仕様書の規定に反するに至ったと判断したときは、乙に対して修正等を指示することができる。

2 乙は、前項の指示を受けたときは、これに従わなければならない。

3 乙は、修正等をしたことにより損害が生ずることがあっても、その損害に関し甲に賠償を請求することはできない。

(秘密の保持)

第14条 乙は、業務の実施に関し知り得た事実について、その秘密を漏らしてはならない。この覚書が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(疑義の決定)

第15条 この覚書に関して疑義が生じたとき又はこの覚書に定めのない事項については、要領及び仕様書の定めによるものとし、これらの記載のない事項については、甲、乙協議して定める。

この覚書を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、甲、乙それぞれ1通を保管する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

代表者 〇〇〇〇 〇〇〇

乙 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇